

コンクリートブロック塀等の安全点検を行いましょう

基準を守らないで造られた塀は、地震時に容易に倒れ、道路をふさぎ、避難や救助・消火活動の妨げになる上、人命を奪うこともあります。ブロック塀や石塀の安全性を点検して、災害に備えましょう。

◆既存のブロック塀の点検のチェックポイント

- 塀は高さが地盤から2.2m以下か。
- 塀の厚さは10cm以上か。(高さ2.0m以上の場合は15cm以上)
- 塀の長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- コンクリートの基礎があるか。
- 塀の傾き、ひび割れはないか。
- 塀に鉄筋が入っているか(専門家に相談)。

家庭で不用となった除湿機の処分

市販されている家庭用の除湿機について、フロンガスを使用しているコンプレッサー方式やハイブリッド方式のもの、市での収集ができません。処分の際は、家電量販店や市の一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼してください。

◆点検結果
安全点検の結果、危険性が確認された場合には、補修・撤去等が必要です。また、付近通行者への速やかな注意表示等をお願いします。

◆専門家への相談先
ブロック塀の点検について、専門家に相談したい場合は次の連絡先へご連絡ください。

- ・(公社) 千葉県建築士事務所協会
- ☎043(224)1640
- ・(一社) 千葉県建築士会
- ☎043(202)2100

野焼きをしないけません

「近所でごみを燃やして、煙が目やのどが痛い」「洗濯物が干せない」「小さな子どもがいて、ぜんそくが心配」等の苦情が寄せられています。

上やむを得ない場合など、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙、灰等が悪臭や大気汚染(PM2.5など)の原因となるため、他人の迷惑にならないようにしなければなりません。

適切な焼却設備を用いずにごみを燃やすことは法律で禁止されています。ドラム缶を用いて燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることも野焼きにあたりません。

野焼きを原因とした火災や苦情が多く発生しています。良好な生活環境を維持するために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

☎0475(70)0386

市内の放射線量測定結果

放射線量1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(測定高1m)が放射性物質の除染を必要とする国の基準です。

大気(7月4日・5日測定) 単位: マイクロシーベルト/時

測定場所	測定高1m		測定高50cm		
	測定高1m	測定高50cm	測定高1m	測定高50cm	
季美の森小学校	0.04	0.05	増穂中学校	0.04	0.04
大網小学校	0.05	0.05	白里中学校	0.06	0.05
大網東小学校	0.05	0.05	第1保育所	0.04	0.05
瑞穂小学校	0.05	0.05	第2保育所	0.03	0.04
増穂小学校	0.05	0.05	増穂保育所	0.04	0.04
増穂北小学校	0.08	0.08	大網幼稚園	0.05	0.05
白里小学校	0.09	0.09	瑞穂幼稚園	0.05	0.06
大網中学校	0.05	0.05	増穂幼稚園	0.05	0.06
			白里幼稚園	0.05	0.05

☎0475(70)0386

住宅用省エネルギー設備等の設置費の補助

住宅用省エネルギー設備等を設置した方に、予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。対象の方は申請してください。

◆太陽光発電システム (最大出力1kWあたり2万円、上限9万円)

◆設置用リチウムイオン蓄電システム (上限10万円)

①一定の要件を満たした太陽光発電システム等を設置した住宅(本市内の区域内の住宅)であって、居住部分の面積が2分の1以上である併用住宅

※市役所閉庁日を除く。予算額に達し次第締め切り。

☎0475(70)0386

住宅の耐震化について無料相談会を開催

近年日本各地で大地震が発生しており、地震への備えが重要となっています。

市では、昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震化について、専門家による無料個別相談会を開催します。市の総合防災訓練の中で実施しますので、災害への備えの一環としてぜひご利用ください。

また、耐震化に関する講演会も併せて実施しますので、

ご聴講ください(2回予定)。

▼日時 9月30日(日)午前中(相談時間は30分程度)

※個別相談会は予約制となりますので、9月14日(金)までに電話で申し込みください。

▼会場 瑞穂小学校体育館

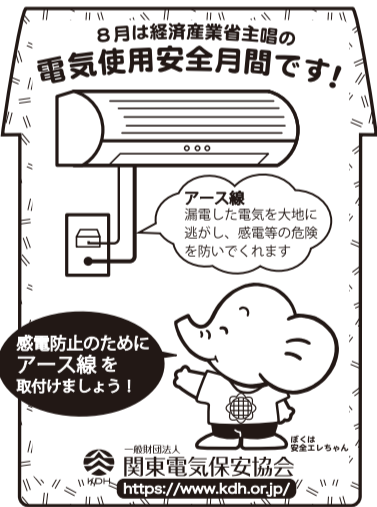
▼対象 市内在住で、昭和56年以前に建築された木造住宅の所有者

☎0475(70)0366

道路上に動物の死骸を見つけたら

道路上にある動物の死骸は、発見場所により連絡先が異なります。連絡の際は、詳しい場所(地番や道路のどちら側等)、死骸の種類、特徴(色)

や状況、犬の場合は首輪の有無などをお伝えください。私有地や私道の場合は、土地の管理者の責任で処理してください。



を含み、賃貸住宅・集合住宅を除く)に自ら居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

②対象となる太陽光発電システムの設置に係る着工日が、平成30年4月1日以降であること(太陽光発電システム等の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること)。

③世帯全員が市税を滞納して

いないこと。

※そのほかにも要件がありますので、必ず申請前に確認してください。

▼申請方法 太陽光発電システム等の設置後に、所定の交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて申請(郵送では受け付けできません)。

詳細は問い合わせください。

☎0475(70)0386

ご注意! ガス機器を波板などで囲わないでください

外に設置されたガス機器を、建物や波板などで囲わないでください。また、リフォームや外壁塗装などで排気筒(煙突)を取り外したり、給排気設備をビニールシート等で覆ったりした場合は、ガス機器を使用しないでください。

この様な状態でガスを使用すると、燃焼に必要な新鮮な空気が不足して、室内に排気ガスが充満し、不完全燃焼による一酸化炭素(CO)中毒の原因となり大変危険です。

市営ガスは、家計にも環境にもやさしい県産天然ガスを供給しています。(供給しているガス種は12Aです。)

☎0475(72)1131

空き地の雑草は定期的に除去を

空き地に雑草が茂っていると、周囲の景観を損なう上、やぶ蚊やハエなどの害虫の発生源になったり、ごみの不法投棄を招いたりして、周辺に住んでいる皆さんに迷惑が掛かります。

また、歩道や車道に雑草がはみ出すと、人や自転車、車の通行の妨げとなり危険です。これから夏にかけて雑草が伸びやすくなるので、空き地を所有・管理されている方は定期的に草刈りなどを行ってください。

☎0475(70)0386

光化学スモッグ注意報等の発令とPM2.5高濃度時の注意喚起

県では、光化学スモッグやPM2.5の発生に伴う被害を防止するため、オキシダント濃度やPM2.5濃度が高濃度となった場合の大気汚染緊急時対策を実施しています。

政無線でお知らせしますので、外出を控える、窓を閉めて外気を入れない、屋外での激しい運動は避けるなどを心掛けてください。

詳細は問い合わせください。

☎043(223)3853